

第41回福島県建築文化賞の作品を募集します

福島県建築文化賞は福島県内において、地域の周辺環境に調和し、景観上優れている建築物等を表彰し、もって文化の香り高い魅力のあるまちづくりに対する意識の高揚を図ることを目的として実施するものです。今年度も多くの皆様からの応募をお待ちしております。

募集期間 令和7年7月1日(火)～7月31日(木)

募集対象 県内の次の建築物(群)が対象です。

- 1 一戸建て専用住宅を除く建築物
 - 2 一定の計画のもとに整備・再開発された一連のまちなみを形成する建築物群
- ※平成30年4月1日から令和6年3月31日までに竣工し、かつ応募の時点で1年以上使用されているもの

※再応募作品についても対象とします。ただし、過去の本賞入賞作品は除きます。(本賞では、1つの作品につき5回応募できるよう対象期間を定めております。)

- 応募書類**
- ① 応募(推薦)用紙
 - ② 建築物等の全景及び内部、建築物等の特徴的な部分、建築物等を含めた周囲の景観が写っているカラー写真(A4判程度3枚～5枚、1枚につき1カット)
 - ③ 建築物の平面図、配置図、立面図及び仕上げ表(原則としてA3判。図面に写真やイメージ図等、要求図面以外の資料を添付、貼り付けしたものは受け付けません。)

応募方法 原則として、県庁建築住宅課ホームページに掲載されているオンラインフォームにより応募してください。(オンラインフォームが利用できない場合に限り、建築物等の存する市町村を管轄する建設事務所建築住宅課(※)へ郵送又は持参してください。※住所・連絡先については募集要領を御覧ください。)

募集要領や応募(推薦)用紙は県庁建築住宅課ホームページからダウンロードできます。

URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065a/>

なお、県庁建築住宅課及び各建設事務所でも配布しています。



審査委員(順不同)

- 木下庸子 建築家・工学院大学名誉教授
- 岡部明子 東京大学大学院教授
- 石井 敏 東北工業大学教授
- 安田幸一 建築家・東京科学大学名誉教授
- 工藤和美 建築家・東洋大学教授
- 堀 宜雄 福島県立美術館 学芸員
- 鎌田喜之 福島民報社取締役

表彰

審査の結果、特にすぐれている建築物等の中から、福島県建築文化賞(1点)、準賞(1点)、優秀賞(若干)、特別部門賞(若干)、復興賞(若干)を決定し、建築主、設計者、施工者等を表彰します。

表彰式は令和8年1月に実施予定です。

問合せ先

福島県土木部建築住宅課(事務局)
TEL 024-521-7520(直通)
FAX 024-521-7955
E-mail kenchikujuutaku@pref.fukushima.lg.jp
又は各建設事務所 建築住宅課

第 41 回福島県建築文化賞募集要領

1. 趣 旨

福島県建築文化賞は福島県内において、地域の周辺環境に調和し、かつ景観上優れている建築物等を表彰し、もって文化の香り高い魅力あるまちづくりに対する意識の高揚を図ることを目的としております。

また、東日本大震災及び原子力災害により、長年にわたって人々が築いてきたふるさとが失われている厳しい状況の中で、地域を支える建築文化を継承するため再生・活用した建築物や被災者や避難者の生活にうるおいを与える建築物等を表彰し、もって県民が将来への希望が描ける復興の一助とすることを目的として実施するものです。

2. 募 集 対 象

福島県内に建築（増築、改築も含みます。）及び改修・修復された建築物並びに一定の計画のもとに整備、再開発された商店街など一連のまちなみを形成する建築物群^{（注1）}（以下「建築物等^{（注2）}」といいます。）で、次の要件に該当するものとし、規模の大小は問いません。

ただし、国指定の重要文化財及びこれに類するもの並びに一戸建て専用住宅^{（注3）}は除きます。

注1：建築物群には、住宅団地なども含まれます。

注2：建築物等には、併せて整備された広場、街路、その他工作物なども含まれます。

注3：一戸建て専用住宅には、併用住宅のうち住宅部分の延べ面積が過半のものを含まれます。

（要 件）

- ① 平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間に竣工し、かつ応募の時点で満1年以上使用されているもの。

再応募作品についても対象とします。ただし、過去の本賞入賞作品は除きます。（本賞では、1つの作品につき5回応募できるよう対象期間を定めております。）

- ② 一定の計画のもとに整備している建築物群については、最後に完成した建築物が上記の要件に該当すれば、その建築物群全体を対象とします。

ただし、建築物群の中に過去の本賞入賞作品が含まれる場合は、その作品は除きます。

- ③ 応募作品が建築基準法等の関係法令に適合していること。違反が発覚した場合は審査の対象から除きます。なお、検査済証が交付されない場合（用途変更等）は、審査前に現地を確認させていただきます。

3. 応 募 方 法

- (1) 応募は、どなたでもできます。
- (2) 建築物等の全景及び内部、建築物等の特徴的な部分、建築物等を含めた周囲の景観が写っているカラー写真（A4判程度3枚～5枚、1枚につき1カット）、建築物の平面図、配置図、

立面図及び仕上げ表（A3判。図面に写真やイメージ図等、要求図面以外の資料を添付・貼り付けしたものは受け付けません。）を用意してください。

- (3) 応募は、原則としてオンラインフォームにより行ってください。

応募（推薦）用紙及び(2)に掲げる資料のデータを一つのフォルダにまとめて zip ファイル形式で圧縮（上限 50MB）の上、県庁建築住宅課ホームページ（13. 問い合わせ先 参照）に掲載されているオンラインフォームに従い応募してください。

※オンラインフォームによる応募ができない場合、郵送による応募も可。

応募（推薦）用紙に必要事項を記入し、(2)に掲げる書類を添えて、建築物等の存する市町村を管轄する福島県建設事務所建築住宅課あてに送付してください。

応募（推薦）用紙は、県庁建築住宅課ホームページからダウンロードできます。なお、各建設事務所建築住宅課及び県庁建築住宅課でも配布しています。

- (4) 応募に関するデータ及び写真等は、原則としてお返しいたしません。なお、作品の写真の編集出版権は主催者がもつものとします。

（郵送による応募のあて先）

名 称	住 所	電話番号	管 轄 区 域
県北建設事務所 建 築 住 宅 課	〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（県庁北庁舎6階）	(024) 521-2575	福島市・二本松市・伊達市・ 本宮市・伊達郡・安達郡
県中建設事務所 建 築 住 宅 課	〒963-8540 郡山市麓山一丁目1番1号（北分庁舎1階）	(024) 935-1462	郡山市・須賀川市・田村市・ 田村郡・岩瀬郡・石川郡
県南建設事務所 建 築 住 宅 課	〒961-0971 白河市昭和町269番地	(0248) 23-1636	白河市・西白河郡・東白川郡
会津若松建設事務所 建 築 住 宅 課	〒965-8501 会津若松市追手町7番5号	(0242) 29-5461	会津若松市・河沼郡・大沼郡
喜多方建設事務所 建 築 住 宅 課	〒966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3	(0241) 24-5727	喜多方市・耶麻郡
南会津建設事務所 建 築 住 宅 課	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地の1	(0241) 62-5337	南会津郡
相双建設事務所 建 築 住 宅 課	〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30番地	(0244) 26-1223	相馬市・南相馬市・相馬郡・ 双葉郡
いわき建設事務所 建 築 住 宅 課	〒970-8026 いわき市平字梅本15番地	(0246) 24-6134	いわき市

4. 応募期間

令和7年7月1日(火)から令和7年7月31日(木)まで

5. 審 査

応募のあった建築物等は、福島県建築文化賞審査委員会が、次のような事項を審査の基準として、書類審査及び現地審査を行い、総合的に評価します。

また、審査の過程で必要があれば、設計書等の資料を求めることがあります。

書類審査は公開で行います。詳しくは県庁建築住宅課ホームページを御覧になるか、事務局までお問い合わせ願います。

現地審査は、審査員等が10名程度で現地に赴き、建築物等内外の審査を行います。また、応募前に施設管理者等と調整し、内外の審査が可能であることを確認してください。

(1) 建築の観点

- ・親しみやすいもの
- ・優れたデザインのもの
- ・用途に応じた機能性を有しているもの

(2) 景観の観点

- ・まちなみに調和し、美しいまちづくりに寄与しているもの
- ・自然の景観要素をうまく利用しているもの
- ・外構の整備が十分行われているもの
- ・将来のまちなみ景観をリードしていくようなもの
- ・総合的に計画され、優れたまちなみ景観を創出しているもの（建築物群）

(3) 地域性の観点

- ・その地域の風土に根ざし、うるおいを与えてくれるもの
- ・県産の建築材料を効果的に利用しているもの及びそれを活用する技術を開発したもの
- ・周辺環境に調和し、環境負荷の低減に配慮しているもの

(4) コミュニティの観点

- ・施設整備における活動によって、良好な地域コミュニティの形成に貢献しているもの
- ・歴史的な建築物の保存等に努めたもの

(5) 復興の観点

- ・被災者や避難者の生活にうるおいを与えるもの
- ・震災からの復興に向けて、地域の活力やコミュニティの再生・維持・形成に寄与しているもの

(6) その他

- ・その他、この賞の趣旨に沿ったもの

6. 発表

審査の結果、特に優れている建築物等の中から、各賞を決定し、令和7年12月中に発表するとともに、該当者に通知します。

福島県建築文化賞（1点）、準賞（1点）、優秀賞（若干）、特別部門賞（若干）、復興賞（若干）

7. 表彰

各賞該当の建築物等については、賞状及び副賞をもって建築主（国・県の場合は除きます）、設計者、施工者等（令和7年度中に県発注工事の入札参加資格制限を受けているものなどは、除かれます。）を表彰します。なお、表彰対象者がそれぞれ複数の場合は、原則としてその代表者とします。

8. その他

各賞該当の建築物等については、福島県に数多く存在する魅力的で評価の高い近・現代建築物（明治以降）を集約し紹介するサイト『ふくしま建築探訪』に掲載するために別途、掲載依頼をさせていただく場合があります。

ふくしま建築探訪

検索



9. 審査委員

福島県建築文化賞審査委員会は、次の各委員により構成されます。（以下敬称略、順不同）

木 下 庸 子	建築家・工学院大学名誉教授
岡 部 明 子	東京大学大学院教授
石 井 敏	東北工業大学教授
安 田 幸 一	建築家・東京科学大学名誉教授
工 藤 和 美	建築家・東洋大学教授
堀 宜 雄	福島県立美術館学芸員
鎌 田 喜 之	福島民報社取締役

10. 主 催

（株）福島民報社、（一社）福島県建設業協会、（公社）福島県建築士会、福島県

11. 協 賛

（一社）福島県建築士事務所協会、福島県建築設計協同組合、
（一社）福島県空調衛生工事業協会、（一社）福島県電設業協会
（一財）ふくしま建築住宅センター、（公社）日本建築家協会東北支部福島地域会

12. 後 援

福島県市長会、福島県町村会

13. 問い合わせ先

福島県土木部建築住宅課（事務局）

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16（県庁内）

電話（Q24）521-7520（直通）

又は 各建設事務所建築住宅課

応募（推薦）用紙・オンラインフォーム掲載先：県庁建築住宅課ホームページ

福島県建築文化賞

検索



<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065a/>



本紙は環境にやさしい植物油インクを使用しています。